



凡 例



: 対象事業実施区域



: 工事用車両走行ルート

図 1-3-6 工事用車両の走行ルート



1:10,000

0 250 500m

(7) 環境保全対策

1) 排ガスに係る維持管理値

排ガスに係る維持管理値を表 1-3-19 に示す。大気汚染防止法等の規制値の遵守を前提とし、さらに現在の技術水準から達成可能な基準とする。

なお、塩化水素\*の維持管理値については、方法書では 50ppm\*としていたが、施設の稼働（排ガス）に伴う大気質予測の結果を踏まえ 30ppm への見直しを行った。

表 1-3-19 排ガスに係る維持管理値

項目	法令の値	新クリーンセンター
ばいじん*	0.08g/m <sup>3</sup> N 以下 <sup>※1</sup>	0.02g/m <sup>3</sup> N 以下
硫黄酸化物*	K 値* = 11.5 <sup>※1</sup> (約 1,500ppm 相当)	50ppm 以下
塩化水素	700mg/m <sup>3</sup> N 以下 (430ppm 以下) <sup>※1</sup>	30ppm 以下
窒素酸化物*	250ppm 以下 <sup>※1</sup>	100ppm 以下
ダイオキシン類*	1ng-TEQ <sup>*</sup> /m <sup>3</sup> N 以下 <sup>※2</sup>	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下
一酸化炭素*	—	30ppm 以下

備考) 表中の数値は酸素濃度 12%換算値

※1: 大気汚染防止法規制基準 (1 炉 4 t / h 未満) の値

※2: ダイオキシン類対策特別措置法の値

2) 騒音に係る維持管理値 (敷地境界線上)

騒音に係る維持管理値を表 1-3-20 に示す。

対象事業実施区域は騒音規制法\*の指定地域外であるものの、新クリーンセンターは規制対象となる設備が設置されるため、特定工場に相当する。

対象事業実施区域の近傍には、民間の産業廃棄物の中間処理等の事業所が分布しており、それ以外は水田が広がっている。環境保全対象となる直近の民家は対象事業実施区域の西端から約 200m の場所に、周辺の主だった集落は、対象事業実施区域から約 400~500m 離れた場所に位置している。

方法書では、敷地境界線上の騒音に係る維持管理値を騒音規制法の第 1 種区域 (良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域) と同等の基準とすると計画していたが、騒音の影響を被る民家等の保全対象が施設直近には分布しないこと、水田が中心の土地利用であり、事業所も分布することを勘案し、敷地境界線上において第 3 種区域 (住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域) と同等の基準に変更する。

表 1-3-20 騒音に係る維持管理値

区分	騒音			
	朝 (6 時~8 時)	昼間 (8 時~20 時)	夕 (20 時~22 時)	夜間 (22 時~6 時)
維持管理値	60dB*(A) 以下	65dB(A) 以下	60dB(A) 以下	50dB(A) 以下

※ただし、上記数値は自然音やその他の騒音等のバックグラウンドを除いた値とする。

### 3) 振動に係る維持管理値（敷地境界線上）

振動に係る維持管理値を表 1-3-21 に示す。

対象事業実施区域は振動規制法\*の規制区域外であるが、新クリーンセンターは規制対象となる設備が設置されるため、特定工場に相当する。

方法書では、敷地境界線上の振動に係る維持管理値を振動規制法の第1種区域（良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域）と同等の基準とすると計画していたが、「騒音に係る維持管理基準値」と同様の理由により、敷地境界線上において第2種区域（住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域）と同等の基準に変更する。

表 1-3-21 振動に係る維持管理値

区 分	振 動	
	昼間（8時～20時）	夜間（20時～8時）
維持管理値	65dB 以下	60dB 以下

### 4) 悪臭に係る維持管理値（敷地境界線上）

悪臭に係る維持管理値は、対象事業実施区域が悪臭防止法に基づく第1種区域に該当することから、敷地境界線上において第1種区域の規制基準\*である臭気指数\*10 以下とする。また、気体排出口での臭気指数は最大着地濃度が臭気指数 10 以下となるようする。

## 1-3-7 公害防止計画

### (1) 大気汚染防止対策

燃焼設備等から発生するガスは、消石灰を吹き込み塩化水素・硫黄酸化物などの酸性物質と反応させ、反応生成物をバグフィルター\*で除去を行う排ガス対策を講じる。

### (2) 騒音防止対策

騒音が発生する機械設備は、必要に応じて鉄筋コンクリート構造の室内に収納し、内壁に吸音材を貼付する等の対策を講じる他、排風機等の設備には、必要に応じサイレンサー等を取り付け、騒音防止対策を講じる。

### (3) 振動防止対策

振動が発生する機械設備は、振動の伝播を防止するため、独立基礎や防振装置を設ける等の対策を講じる。

**(4) 悪臭防止対策**

悪臭の発する箇所には脱臭設備を設ける。また、ごみピット内臭気は、ピット内の空気を燃焼用空気として炉内に送風し、燃焼させ、高温酸化処理することで、臭気対策を講じる。

**(5) 水質汚濁防止対策**

本施設にはクローズドシステムを採用し、プラント系排水、生活排水ともに場内再利用とし、場外へ排水しないものとする。

**(6) 地盤沈下防止対策**

プラント用水として使用する井水は、上越市汚泥リサイクルパークに井水を供給している既存揚水設備から取水することとなる。したがって、上越市汚泥リサイクルパークにおける井水の使用量に影響を与えず、井水の許可使用量を上回らないための井水制御システムを構築すると共に、雨水やプラント系・生活系排水の処理水を再利用する等、地下水位の低下や地盤沈下への新たな影響を与えない計画とする。

**(7) 周辺景観に配慮した施設計画**

景観に配慮した施設形状・外観とし、対象事業実施区域全体で調和のとれたデザインとすると共に、「上越市景観計画」に基づき、周辺景観と調和を図った圧迫感のない形状や色彩に配慮した外観デザインとする。

また、煙突外筒断面の形状は、景観を考慮し決定する。

**(8) 電波障害防止対策**

煙突外筒断面の形状は、電波障害を考慮し決定する。

**(9) 自然環境保全対策**

対象事業実施区域と谷内川の間広がる残置林は現状のまま維持する。また、地球環境、地域環境との調和を図るため、可能な範囲内で屋上緑化\*や壁面緑化\*を行う。